

低所得者支援給付金 支給要件確認書

令和5年12月1日時点の住民票所在地市町村
魚津市長 宛

通知書番号

低所得者支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

世帯主住所・氏名	支給方法 <input type="checkbox"/> 口座振込
	支給口座
	(口座名義)
	支給額 100,000円

世帯主の方が記入してください。※代理人が確認する場合は、裏面代理人が確認(受給)を行う場合も記入ください。

① 確認事項

① 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に低所得者支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

はい いいえ (支給されません)

②へお進みください

② 意思確認

低所得者支援給付金の受給を希望します。

はい いいえ (支給されません)

下記にご記入ください

上記記入内容に相違ありません。

受給者記入欄	確認日	令和 年 月 日	世帯主氏名 (受給者氏名)
			連絡先電話番号

③ 受取口座を記入してください。

受取口座の記入と必要書類について

- 上記口座欄が空欄の場合に記入してください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)
- 口座欄を記入の上、裏面に振込口座のわかるもの及び本人確認書類を貼付してください。

B

いづれかを選んで記入ください。

フリガナ	口座名義	
金融機関	支店名	受取口座
ゆうちょ銀行	1. 銀行 4. 信託 7. 信託連	ゆうちょ銀行
を除外	2. 金庫 5. 異席	ゆうちょ銀行
	3. 債権 6. 支店	ゆうちょ銀行
	分類 ①普通 ②当座	口座番号
		右記記入
	貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	通帳記号
		6桁目がある場合は、※欄に記入
		1
		0
		通帳番号
		右記記入

A ご確認の上、それぞれご記入ください。

- 住民税課税者の扶養を受けている場合、「いいえ」としてください。(市外在住の親族の扶養を受けている方、配偶者が単身赴任で市外に在住の方などが想定されます。)
- ご確認の上、ご記入ください。
- ご記入月日、世帯主氏名(あて名と同じ)、連絡先電話番号(万が一お振り込みができなかったとき等の連絡先)をご記入ください。

B 振込口座は、こちらにご記入の上、裏面へおすすみください。

令和5年度分住民税均等割のみ課税されている世帯の方への確認のお知らせ及び低所得者支援給付金のご案内について

物価高騰の影響を受けた生活者の負担増を踏まえ、「低所得者支援給付金」の給付事業を実施します。給付対象者は世帯の全員が令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯または、令和5年度住民税均等割のみ課税されている方と住民税非課税者の方で構成されている世帯の世帯主(ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている方がいる場合は除く)となっており、あなた様は支給資格をお持ちの可能性がります。

※所得修正等の手続きにつきましては、ご了承くださいませようお願いいたします。

つきましては、下記に記載しました給付制度案内をご確認いただき、右側の確認書に記載の上、返送ください。なお、給付金の支給後に課税されるべき所得がある等、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただくこととなりますので、必ず支給要件をご確認ください。

支給対象 (支給要件)	世帯の全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯 ※ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている方がいる世帯は対象になりません。
支給額	1世帯につき 100,000円
振込先	右側の確認書を記入し、同封の返信用封筒に入れてお送りください。 受付窓口での密を避けるため、郵送での手続きにご協力願います。 確認書を記入の上、裏面に必要書類のコピーを貼り付けてから送付ください。 1 通帳またはキャッシュカードのコピー (口座番号、店番号及び口座名義が確認できる面のコピー) 2 受給者の本人確認書類のコピー
提出期限	令和6年6月28日(金)まで 当日消印有効 ※提出期限までに提出されなかった場合は、経過されたものとみなし、受給できませんのでご注意ください。
支給日	支給が決定しましたら、別途支給決定通知書を送付します。 (審査の結果、支給要件を満たしていなかった場合は、不支給決定通知書を送付します。)

お問い合わせ

魚津市役所社会福祉課保護係 給付金担当 0765-22-3273 0765-23-1077

通知書番号

※受付開始直後は電話が繋がりにくい場合があります。 ※番号のお間違いないようお願いください。 ※お問い合わせの際は、通知書番号をお伝えください。 ※未申告の方で課税されている世帯主の方は、申請内容が誤っている場合、給付金の返還を要することがあります。

◎記載内容等をご確認の上、半分に切り取って返信用封筒にて郵送してください。(ミシン目が入っています。)
・Aでいいえの場合も、お手数ですが返信ください。